

# 石川県発注工事を受注した建設業者の皆様へ

下請契約を締結される場合には、  
以下の点に十分ご注意ください！！

## 1 下請契約は**必ず**書面により締結しましょう！

建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により、工事内容・請負代金額等を明記して契約締結しなければなりません。

## 2 適切な下請代金額により契約締結しましょう！

不当に低い下請代金額で契約締結すること、指値発注及び不当な赤伝処理による下請代金の減額を行ってはいけません。

また、社会保険料等の法定福利費は、建設業法上、請負代金を算定するにあたって「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、下請代金額について、法定福利費相当額が必要経費として適正に確保されるよう、ご注意ください。

### 1 及び 2 に違反した場合・・・

建設業法違反となり、行政庁による指示処分や指名停止の対象となるほか、不公正な取引として独占禁止法違反となり、公正取引委員会から排除措置命令が出される場合もあります。

## 3 県内建設業者の活用にご協力ください！

石川県建設工事標準契約約款においてお願いしております。併せて、工事材料の調達に関しても、石川県内の業者及び石川県産の材料の活用にご協力ください。

<相談窓口>

石川県土木部管理課 入札・契約グループ（入札・契約に関する事項）

TEL：076-225-1712

〃

建設業振興グループ（建設業法に関する事項）

〃

# 建設業界の労働環境改善に向けてのお願い

技能労働者の不足、若年入職者の減少や社会保険の未加入など、建設業界の抱える課題に対応するため、平成25年度より、公共工事設計労務単価が引き上げられ、全国平均で約15.1%、石川県でも約13%の上昇となったところです。

また、国土交通大臣から、引き上げの趣旨を踏まえ、建設業界の職場環境改善に向けた取り組みを一層進めていくよう、建設業団体に対して要請し、建設業団体においても決議がなされる等、行政や業界を挙げての取り組みが広がっているところです。

建設業者の皆様におかれましても、自社はもちろんのこと、下請契約に際しても、適正価格での契約に努めるなど、労務単価引き上げの趣旨をご理解いただき、適切な対応をとられますよう、よろしくお願いいたします。

今回の労務単価引き上げに関し、国土交通省では、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等の皆様からの相談を受け付けておりますので、そちらもご活用ください。

< 相 談 窓 口 >

## 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

( 設 置 : 国 土 交 通 省 建 設 業 法 令 順 守 推 進 本 部 )

マルマルヨクナロウ

TEL:0570-004976

受付時間 (午前) 10:00~12:00

(午後) 13:30~17:00

※ 土日・祝祭日・閉庁日を除く

若い人が誇りを持って働くことのできる労働環境づくりに向けて、ご協力をお願いいたします。